

## 小金井市長期総合計画策定方針（第5次）

### 1 策定の背景

現在、本市で定めている第4次小金井市基本構想（以下「第4次基本構想」という。）は平成23年2月15日議会において議決され、併せて平成23年3月に市の将来像実現のために前期基本計画、平成28年3月に後期基本計画を策定し、市政運営の指針に据え、総合的、計画的に市政を運営してきたところであるが、第4次基本構想は平成32年度末をもって計画期間が終了することとなる。

この間、平成23年の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）改正により、地方分権の推進を目的とする義務付け見直しの観点から法第2条第4項が削除され、市町村に対する基本構想の法的な策定義務はなくなった。しかしながら、本市にて主体的に活動する市民、団体及び事業者、そして本市を含む「私たち」が市民のしあわせの増進を実現する取組の指針とするという基本構想の意義は何ら変わりないところである。また高齢化と少子化が同時に進行する少子高齢化が到来し、社会経済情勢等が激変する社会環境の中で、将来にわたって本市が魅力あるまちであり続け、選ばれるまちを目指していくためには、より一層戦略的にまちづくりを進めていく必要がある。

以上を踏まえ、市行財政の総合的な推進を図る中長期的計画・指針として、次期基本構想・基本計画・実施計画の策定を行う。

### 2 策定の必要性・位置付け

- (1) 多様化高度化する市民ニーズや重要課題に計画的に対応していく。
- (2) 市民のしあわせの増進のため、複雑かつ多岐にわたる施策を総合的に効果的効率的に推進する最上位計画とする。
- (3) 長期的視点を踏まえ、私たちの住む本市の将来像を共有し、まちへの愛着と誇りを高め、住み続けたいと思われるまちを目指す戦略を明確にする必要がある。

### 3 策定方針

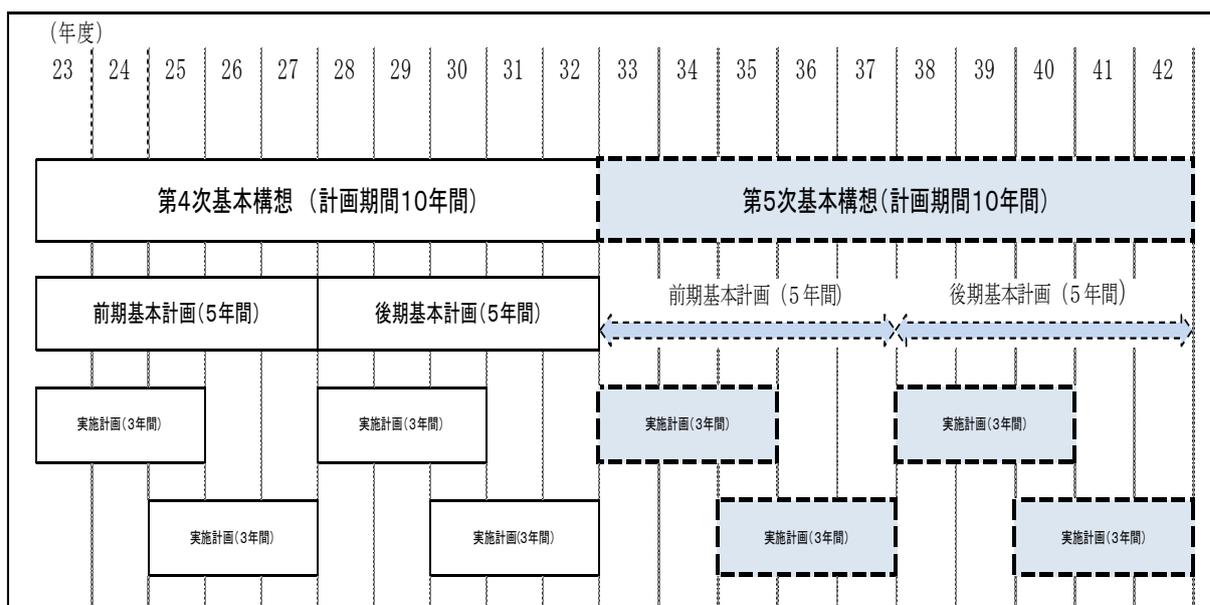
小金井市長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）の策定に当たっては、第4次基本構想を継承しつつ長期的視点を踏まえ、小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合、次世代に責任を果たす小金井市公共施設等総合管理計画を踏ま

え、選ばれるまちを目指していかなければならない。そして、持続可能な行財政運営を基本に市民ニーズと時代の要請に対応した新たな将来像を描き、その実現のための目標を可能な限り数値等により明確に設定し、横断的かつ長期的な視点も踏まえ、市民と職員に理解される戦略的な長期総合計画を策定する。

#### 4 計画の体系

##### (1) 計画の体系

長期総合計画は、第5次小金井市基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。計画期間については、これまでは昭和41年に自治省の研究会が示した総合計画の基準モデル等により、基本構想10年、基本計画5年、実施計画3年の3層としてきた。一方で、時代の要請や民意をより適切に反映するため、より柔軟に計画期間を定める動きもあるところである。したがって、次に示す従来の3層及び計画期間を基本とするが、改めて庁内でも議論の上、決定していくこととする。



##### (2) 基本構想

基本構想は、策定の意義と役割、基礎指標、基本姿勢、将来像及び施策の大綱を基本として構成するものとする。

##### (3) 基本計画

基本計画は、前期基本計画及び後期基本計画で構成し、基本構想を実現するための施策の大綱を具体的、体系的に明らかにすることにより、行政運営の基本的な計画とする。

##### (4) 実施計画

実施計画は、基本計画で盛り込まれた施策を具体的な事業内容と年度で明らかにしたものであり、毎年度の予算編成の指針とする。

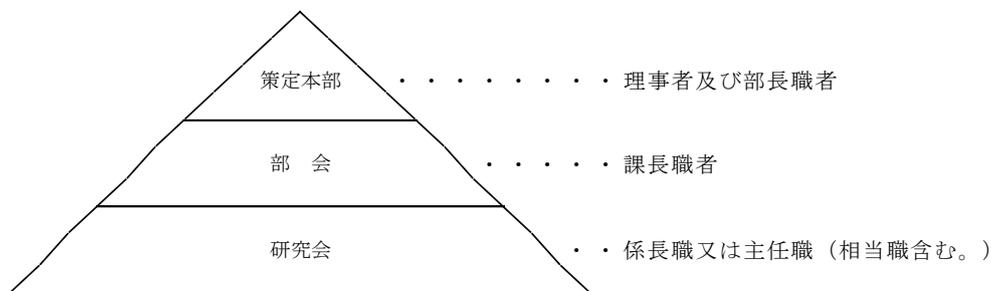
## 5 策定方法

### (1) 庁内体制

ア 小金井市長期総合計画策定本部設置要綱（平成11年7月27日制定）に基づき、長期総合計画策定のための庁内の決定機関として長期総合計画策定本部（以下「策定本部」という。）を設置し、長期総合計画の策定に係る方向性や論点等を示した討議要綱の作成、各行政分野における計画の総合調整及び長期総合計画の策定を行う。

イ 策定本部の円滑かつ効率的な運営を図るために長期総合計画策定専門部会（以下「部会」という。）を設置し、その下に長期総合計画に関する調査・研究のための長期総合計画策定研究会（以下「研究会」という。）を置く。研究会は討議要綱の具体化や関連する施策・事業を整理し、部会が経過や実施上の課題等を更に検証し素案をまとめ、策定本部に報告するものとする。

なお、研究会の研究員は、原則として係長職又は主任職（相当職含む。）の中から、各部において部長が推薦する職員とする。



### (2) 市民参加及び広報

長期総合計画の策定に当たっては、広範な市民等の意見を反映させるため、次のような市民参加の手法により、策定過程における市民の参加を促進するものとする。

ア 小金井市長期計画審議会の設置（基本構想（素案）及び前期基本計画（素案）の諮問及び答申）

平成31年度から小金井市長期計画審議会（以下「長期計画審議会」という。）を設置する。

## イ 市民意向調査の実施

市民が市政に対して何を望み、何を期待しているか等を調査し、市の将来を展望した施策を具体化するための資料を得るため、「長期総合計画策定のための市民意向調査」を実施する。

## ウ パブリック・コメントの実施

第5次小金井市基本構想・前期基本計画（案）のパブリック・コメントを実施する。

## エ 広報

市報及びホームページの活用等のあらゆる機会を捉え、現在の計画と長期総合計画の策定過程をより多くの市民に知っていただき、参加の機運醸成と本市に対する誇りと愛着につながる情報の発信に努めるものとする。

## オ その他

市民の意向を広く踏まえるため、無作為抽出による市民参加の手法、ワークショップ、包括連携協定を結んでいる各大学等の活用による若者や、子どもの参加、既存組織である「小金井市まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進委員会」の活用等を検討の上、実施する。

## 6 議会上程

- (1) 基本構想は、長期計画審議会の答申を尊重し、策定本部において、議会への上程案を決定する。
- (2) 基本計画は、長期計画審議会の意見も踏まえ、策定本部において案を作成して議会へ参考送付し、議決された基本構想に従って決定し、公表する。

なお、基本構想の参考資料としての参考送付については、平成15年5月8日付け小議発第17号「議会改革に関する諸問題の調査に基づく要請について（依頼）」の要請事項の1として挙げられているものである。

## 7 その他

この方針に定めるもののほか、長期総合計画の策定に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

（平成30年5月8日小金井市長期総合計画策定本部（第2回）で策定）